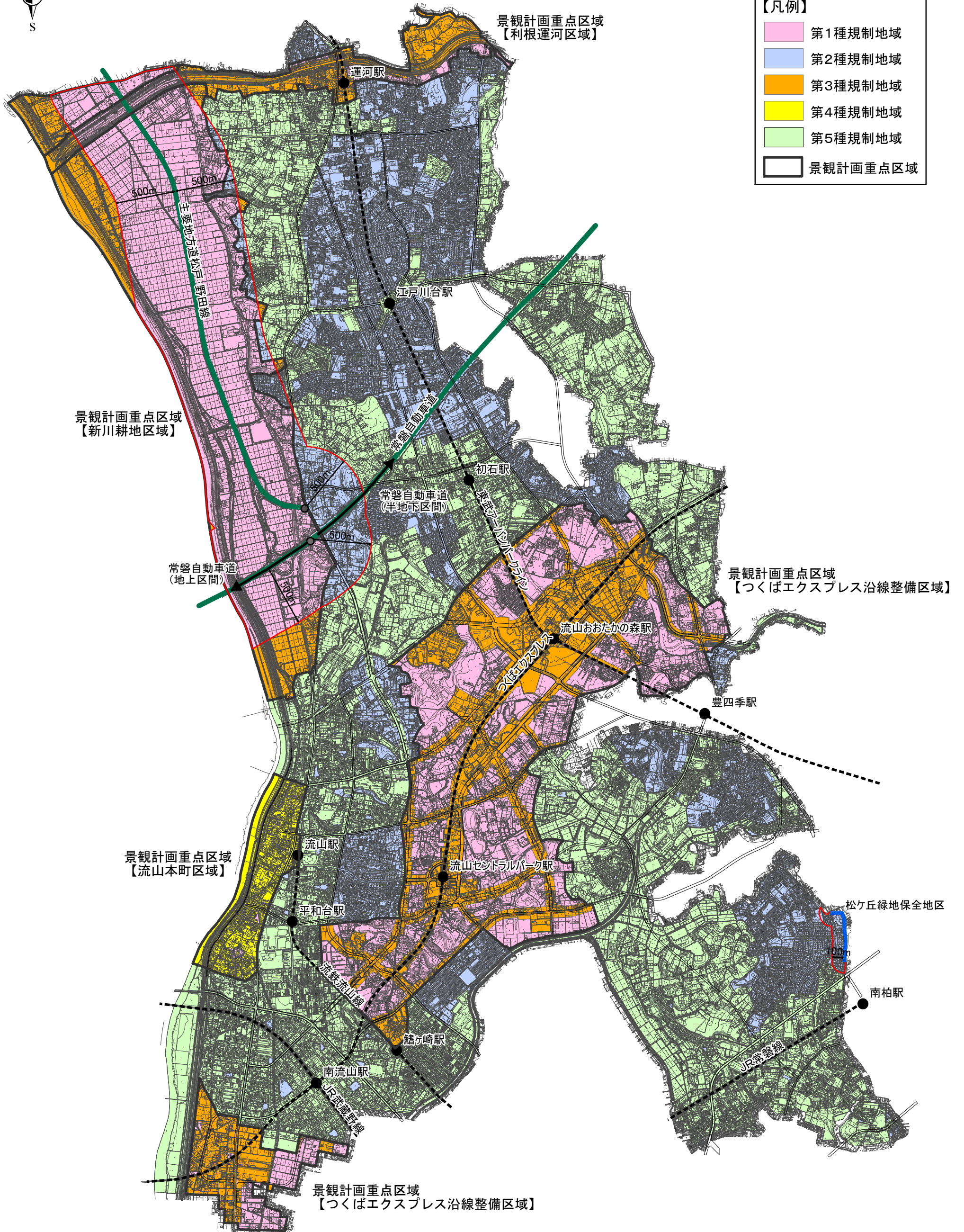


# 流山市広告物条例規制地域図



| 【凡例】 |          |
|------|----------|
|      | 第1種規制地域  |
|      | 第2種規制地域  |
|      | 第3種規制地域  |
|      | 第4種規制地域  |
|      | 第5種規制地域  |
|      | 景観計画重点区域 |



※各規制地域の根拠条文は別紙のとおり。

別紙

【流山市広告物条例 抜粋】

(地域区分ごとの表示等の制限)

第8条 屋外広告物等の位置、規模その他屋外広告物等の表示又は設置の方法を制限する必要に応じ、本市の地域、区域又は場所を第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域、第4種規制地域及び第5種規制地域に区分し、これらの地域の区分ごとの制限の内容は、規則で定める。

2 第1種規制地域は、次の各号のいずれにも該当する地域、区域又は場所とする。

(1) 流山市景観条例第7条第1項に定める景観計画重点区域(以下「景観計画重点区域」という。)

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する地域、区域又は場所

ア 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区

イ 高速自動車国道の区域、道路(高速自動車国道を除く。)のうち市長が指定する区間にある区域及び鉄道のうち市長が指定する区間にある区域  
ウ 道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認め指定する区域

エ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園

オ 官公署、図書館法第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館(当該博物館の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)、社会教育法第20条に規定する公民館、国又は地方公共団体が設置した公会堂、体育館、公衆便所及び医療法第1条の5第1項に規定する病院の建物並びにこれらの敷地  
カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認め指定する地域、区域又は場所

3 第2種規制地域は、景観計画重点区域以外の区域のうち、前項第2号に掲げる地域、区域及び場所とする。

4 第3種規制地域は、景観計画重点区域(次に掲げる区域に限る。)のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

(2) 新川耕地区域

(3) 利根運河区域

5 第4種規制地域は、景観計画重点区域(流山本町区域に限る。)のうち、第1種規制地域に該当する地域、区域及び場所を除いた区域とする。

6 第5種規制地域は、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域以外の地域、区域及び場所とする。

【平成31年3月1日 流山市告示第14号】

(流山市広告物条例第8条第2項第2号の指定する地域等)

1 流山市広告物条例第8条第2項第2号イの道路(高速自動車国道を除く。)のうち市長が指定する区間にある区域

主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路面

2 流山市広告物条例第8条第2項第2号ウの道路又は鉄道の区域に接し、かつ、当該道路又は鉄道から展望できる地域のうち、市長が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認め指定する区域

高速自動車国道常磐自動車道の流山市内の区間、及び主要地方道松戸野田線のうち、流山市南字西235番5から流山市西深井字一区2014番2までの区間の路端から500メートル以内の展望できる区域

3 流山市広告物条例第8条第2項第2号カの市長が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認め指定する地域、区域又は場所

平成元年千葉県告示第323号に定める松ヶ丘緑地保全地区の周囲100メートル以内の区域